

令和7年度第3回都市経営会議 令和7年（2025年）5月26日（月）開催

1 和解することについて

【提 案】 総務部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 地下埋設物が存在する場所での工事はどこの部署でも想定し得る。どうすれば事故を防げたかを検証し、今後の教訓とするためにも、技術部会で今回の事案を詳しく説明いただき、関係部局が留意すべき点を協議・共有する場としたい。

⇒ 弁護士が調停委員から聞き取った内容によると、工事請負契約において、相手方は設置物を破損しない義務があり、かつ市からの提出図面により配管が埋まっていることを認識できたはずであるため、相手方に一定の過失があることは認められている。

一方で、市には事故防止のための情報提供義務があり、図面は提出されていたにせよ、それだけでは足りず、たとえ相手方が当該図面を見て事故防止ができたはずだとしても、なお申立人（相手方）の過失を基礎づけないとの主張であった。

市は、図面と現場の状況を照らし合わせながら現場確認を併せて行っていたものの、その事実をもってしても責任割合は変わらず、調停の最終結果としては、市と相手方の責任割合は6：4となった。

工事請負契約における責任割合については判断が分かれるようで、過去の判例では10：0で業者側が勝訴したケースもあれば、その逆も存在する。今回は調停による和解であり、裁判になれば結果が変わる可能性はあるが、それに伴う裁判費用や人件費等の課題もあり、最終、和解が妥当との判断に至った。

本件を振り返るに、事務職しかいない部署や、仮に技術職がいても、土木や建築など分野が分かれている場合には、どのタイミングでどのような図面が必要なのか共有しきれていないケースもあるように思う。その点、埋設物があつた場合の取扱いや、必ず現場確認のうえで工事を進めることなど、発注者と受注者双方の義務を特記仕様書に予め明示しておく必要があるように思う。技術部会でももう少し詳細をお話することで、色々のご意見をいただけたらと思う。

- ・ 工事のプロセス上どうしておくべきかなど、本件からいくつかの学びがあると思う。ぜひ、それらの学びを生かしてやってほしい。

2 令和7年度補正予算について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 工事の財源には財政調整基金を充てていなかったのではないかと。公共的な工事である

ため、基金に戻すとすれば、財政調整基金ではなく、公共施設等整備保全基金に戻すという考え方はないのか。

- ⇒ 本件工事費は一般財源から支払っている。元々、公共施設等整備保全基金に積んでいた財源ではなかったため、あくまで収支調整の意味で財政調整基金に戻すこととした。
- ・ 元々の工事の財源には国費も基金も入っていなかったという認識で良いか。
- ⇒ 完全な市単独であり、国費も基金も入っていない。

3 財政見通し（令和7年（2025年）5月作成）について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 （指摘事項を修正する条件で）承認

【質疑等】

- ・ 1点資料の訂正がある。資料1ページの中段、アスタリスクの場所を「肉付け予算*編成後」に修正し、注釈から「編成後」の文字を削除する。
- ・ 資料14ページに複数のシミュレーションを示していただいているが、早めに片を付けたいと考えている。単年度取組目安額と言っても、歳入を増やすか歳出を削るかしかない。現在、使用料・手数料に関して、受益者負担適正化ガイドラインに基づく再計算を照会で依頼しており、部局内で熟議いただきたい。

また、5月22日に行われた施政方針演説では、昨年12月市議会での「財政非常事態宣言の発令を求める決議」に対する認識と考えとして、市長から、事務事業の廃止やスリム化、転換などを迅速に進める必要性を表明いただいたところである。関係部局にも同様の認識を持っていただき、主体的な取組をお願いしたい。

- ・ 今年度が勝負だと思っている。ぜひ各部局で見直し案を精査いただきたい。予算が削られると捉えるのではなく、これをきっかけに、持続可能な新しい形に見直すのだという未来志向を持ってほしい。
 - ・ 資料13ページの「財政見通し数値表」中、「積立金」について、公共施設等整備保全基金は令和8年度以降、毎年度2億ずつの積立となっているが、積立金全体としては令和8年度に約15億に増え、それ以降は減っている。令和8年度だけ増えている理由を説明願いたい。
- ⇒ 令和8年度は都市計画税の余剰分の積立が大きく入っているが、令和9年度以降は、新ごみ処理施設整備のための工事費として積立金が使われる。そのため、令和8年度のみ額が大きくなっている。
- ・ 資料14ページにおいて、持続可能な財政運営の実現に向けたシミュレーションを3パターン示すことに異論はないが、単年度で7億と見るのか、3年で9億と見るのか、様々な捉え方が発生するように思う。当然、改善額が大きいほど後年度に財政状況が好転するため、9億改善できるものがあれば、たとえ記載されていなくとも7億の改善後、1億・1億でも良いから取り組むべきとの考え方が生まれる。反対に、見直しに3

年を要した場合は合計 9 億の改善が必要となり、それによって、本来見直さなくても良かった予算を見直さざるを得なくなるようにも見える。

財政調整基金が標準財政規模の 10%を下回ったときは、概ね 3 年以内に 10%以上に戻すように努めるという財政規律の観点からすれば、記載のような見せ方になるのは理解できるものの、未来に向けて見直しに取り組むに当たっては、市民サービスへの影響という観点から、市民への丁寧な説明が必要であると考えます。

⇒ 指摘のとおり、後年度になればなるほど、本来なら必要なかったかもしれない負担を市民に強いるようにも見える。一刻も早く現状から脱却するためには今年度が勝負である。

- ・ 一時的な処置を優先順位高くやりたくはない。例えば職員の給与を一時的に下げたとしても、数年後には元に戻る。そうではなく、10 年後、20 年後を考え、本質的なところを見直したい。時間は限られているが、議論していきたい。
- ・ 9 億改善した方が後年度に財政状況が好転する。早期に実施しなければならないことと、市民生活を考えた時に、一定期間を設けながら取り組んでいくべきことと、バランスを見ながら考えていかなければならない。
- ・ 資料 14 ページのグラフ①～③のタイトルが分かりにくい。単年度での達成を目指す場合、2 年間かけて取り組む場合など、見せ方の話だと思うが再考願いたい。

⇒ 修正する。